

金 総 第 2 1 7 4 号
総 情 貯 第 8 3 号
平成 2 4 年 5 月 3 0 日

郵政民営化委員会
委員長 西室 泰三 殿

金 融 庁 長 官 畑 中 龍 太 郎

総 務 大 臣 川 端 達 夫

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う郵政民営
化法第 107 条第 1 号の規定に基づく政令案について

標記について、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号）の施行に伴う郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 107 条第 1 号の規定に基づく政令の立案に当たり、同法第 123 条第 1 号の規定に基づき、別紙の改正案について、貴委員会の意見を求めます。

「別紙」

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（郵便貯金銀行の預入限度額）		（郵便貯金銀行の預入限度額）
第二条 法第七百七条第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。		第二条 （同上）
一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金		一 （同上）
二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第二項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金		二 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金
2 法第七百七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。		2 （同上）

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」の概要

1 趣旨

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行に伴い、並びに同法及び関係法律の規定に基づき、所要の規定の整備等を行う。

2 政令の廃止

社会・地域貢献基金の廃止により、同基金に毎事業年度積み立てる金額の計算について規定していた日本郵政株式会社法施行令（平成18年政令第144号）を廃止する。

3 政令の整備

郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）等の関係政令について、所要の規定の整備を行う。
（整備の内容）

- ① 郵便局株式会社の商号が日本郵便株式会社となり、また、郵便事業株式会社が解散すること等に伴い、郵政民営化法施行令の預入限度額に関する規定をはじめとする関係政令の規定中、「郵便局株式会社」、「郵便事業株式会社」の語を「日本郵便株式会社」に改める等、関係政令について所要の規定の整備を行う。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定の適用に当たって、他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として指定することができることとする措置を講ずる。
- ③ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律を施行するために必要な経過措置を規定する。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成24年10月1日。ただし、一部の規定については、公布の日。）

郵政民営化法第 1 2 3 条の規定により、同条第 1 号に規定する同法第 1 0 7 条第 1 号の政令の改正について意見を求める件

1. 郵政民営化法第 1 0 7 条第 1 号の規定に基づく郵政民営化法施行令第 2 条第 1 項は、郵便貯金銀行の預入限度額に関する規定の適用を受けない預金等を定めている。
2. 郵政民営化法施行令第 2 条第 1 項第 2 号は、日本郵政グループ各社の要求払預金（普通預金（通常貯金）、振替貯金）及び定期性預金を規定しており、これらの預金は、預入限度額の対象とはならないこととしている。
3. 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵便局株式会社の商号が日本郵便株式会社となり、また、郵便事業株式会社が日本郵便株式会社に吸収合併され解散・消滅することから、「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改めるものである。

(参考) 地方自治法施行令第168条(指定金融機関)の規定の適用

1. 郵便貯金銀行には、移行期間中は、原則、預入限度額が設定され、また、郵政民営化法の施行時には全国銀行内国為替制度に加盟していなかったため、地方公共団体の指定金融機関としての業務を円滑に行うことができないものと考えられ、全ての地方公共団体について、移行期間中は、郵便貯金銀行を指定金融機関として指定することはできないこととされている。
2. しかし、改正後の郵政民営化法においては移行期間の終期が確定しておらず、郵便貯金銀行を指定金融機関として指定できることとなる時期を見込むことが困難となった。一方で、他の一般の金融機関のない市町村(23町村)の区域内にその主たる事務所が所在する市町村においては、郵政民営化法第108条の規定により、特例として預入限度額が設けられておらず、また、郵便貯金銀行は平成21年に全国銀行内国為替制度に加盟したことから、現時点では、当該市町村においては、郵便貯金銀行が指定金融機関としての業務を行う基盤が整備されたものとも考えられる。
3. このような状況に鑑み、他の一般の金融機関のない市町村の区域内にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、指定金融機関として指定することができることとする措置を講ずる。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案による廃止・一部改正対象政令

No.	対 象 政 令
1	日本郵政株式会社法施行令（平成18年政令第144号）・・・廃止
2	郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）【意見を求める対象「郵便貯金銀行の預入限度額」を含む。】
3	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
4	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
5	地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
6	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
7	国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）
8	国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和29年政令第51号）
9	関税法施行令（昭和29年政令第150号）
10	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）
11	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）
12	国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）
13	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）
14	国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）
15	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
16	近畿圏整備法施行令（昭和40年政令第159号）
17	行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和41年政令第222号）
18	中部圏開発整備法施行令（昭和42年政令第20号）
19	登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）
20	都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
21	自動車重量税法施行令（昭和46年政令第275号）
22	文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）
23	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和53年政令第291号）
24	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）
25	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第235号）【参考：指定金融機関】
26	職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）
27	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）
28	金融庁組織令（平成10年政令第392号）
29	総務省組織令（平成12年政令第246号）